

報道関係者 各位

令和 7 年 6 月 13 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課 長 田川 健志
産業安全専門官 千葉 知幸
(電話)018-862-6683

令和6年の労働災害発生件数が確定しました

～職場におけるコロナ感染者を除いた休業4日以上之死傷者数は前年より113人減少～

秋田労働局（局長 山本博之）では、令和6年の労働災害発生状況をまとめました。
概要は次のとおりです。

（概要）

1 職場におけるコロナ感染者を除いた死傷者数は減少

年別	令和5年		令和6年		前年増減
災害別 主要業種別	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数
全産業	14	1177	9	1064	-113
製造業	0	210	2	191	-19
建設業	5	221	6	177	-44
運輸業	2	105	0	93	-12
林業	1	25	0	31	+6
商業	1	204	0	204	0
保健衛生業	1	196	0	161	-35

- 令和6年の業種別の死傷者数を前年と比較すると、林業及び商業を除いた主要業種は前年比で負傷者数が減少しました。《資料2》《資料3》
- 職場におけるコロナ感染者を除き、死傷者数が多い事故の型は
 - ① 冬季の凍結路面等での転倒を含む転倒災害 318人（前年比▲84人）
 - ② 屋根や脚立等からの墜落・転落災害 197人（前年比+32人）
 - ③ 腰痛等を含む動作の反動・無理な動作による災害 130人（前年比▲3人）
 - ④ 機械などへのはさまれ・巻き込まれ災害 98人（前年比▲27人）なお、この順位は前年と変わりません。《資料4》

2 死亡者数は9人と3年ぶりの1桁台

- 死亡者数（死傷者数の内数。以下同じ。）は9人で、前年の14人より5人少なくなり、3年ぶりで1桁台の人数となりました。
- 業種別の死亡者数では、建設業が6人、製造業が2人、その他の事業で1人となっています。

- 死亡者の事故の別では
 - ① 建設機械などに「激突され」が4人。
 - ② 高所からの「墜落・転落」と「交通事故」がともに2人ずつ。
 - ③ 土砂崩壊による「崩壊・倒壊」が1人。《資料5》

3 転倒や腰痛など労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 令和6年の転倒災害による死傷者数は318人となり、前年に発生した402人に比べると84人減少しました。
- 転倒災害が減少した理由として、例年1月2月に多発する冬季における転倒災害が少なかったことがあげられます。《資料6-1》
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作による災害」は、近年は130人前後で高止まりしています。《資料4》
- 秋田労働局では、令和4年度から小売業と社会福祉施設の県内リーディングカンパニーや関係団体で構成される「秋田県+Safe（プラスセーフ）協議会」を設置し、その活動を通じて、県内企業の転倒や腰痛等の労働災害防止の機運を醸成する取組を行っています。《資料7-1、7-2》

4 令和7年度における秋田労働局の労働災害防止への取組

- 秋田労働局では近年、増加傾向にある労働災害に歯止めをかけるべく「第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）」を策定し、令和5年度から5か年計画で推進しています。

14次防では、重篤な災害が多く発生している製造業や建設業、陸上貨物運送業、林業など業種別に、また転倒災害や腰痛など労働者の作業行動に起因する労働災害の防止や高年齢労働者の労働災害防止などの対策別に、企業の実績を定めたアウトプット指標と、アウトプット指標の達成によって期待される事項を示したアウトカム指標を設定して目標達成に向けた取組を実施します。《資料9》
- 例年夏季を中心に熱中症による労働災害が多発しているため、令和7年6月1日から職場における熱中症対策を強化する目的として、改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）が施行されています。本年も実施する「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」（実施期間5月1日～9月30日 重点取組期間7月1日～7月31日）について、改正安衛則の内容とともに昨年に引き続き、労働災害防止団体等への周知要請を行うこととしております。《資料10-1、10-2》

そのほか詳細については別紙のとおりです。

1 労働災害発生状況（全体、業種別）

（1）全業種合計

令和6年のコロナ感染者を除く労働災害による死傷者数は 1,064 人で、前年に比べ 113 人、9.6%の減少となりました。平成 27 年に過去最少となる 935 人を記録しましたが、その後、増加に転じ平成 30 年以降は、毎年 1,000 人を超える状況で推移しております。

一方、死亡者数は、令和 4 年及び令和 5 年の 2 年続けて 14 人となりましたが、令和 6 年は 3 年ぶりに 1 桁台の 9 人に減少しました。《資料 1》

（2）主要業種別の発生状況

主要業種ごとにコロナ感染者を除く労働災害発生状況をみると、商業 204 人、製造業 191 人、建設業 177 人、保健衛生業 161 人、運輸交通業 93 人、林業 31 人となっています。

商業は、平成 29 年までは 150 人前後で推移していましたが、平成 30 年以降は 190 人台が続いており、ここ 3 年は 200 人を上回る状況となっており、令和 6 年は前年と同数の 204 人となっています。

製造業は、近年増減を繰り返していますが、令和 3 年から続けて減少しており、昨年は 191 人となり、令和 2 年以来の 200 人以下となりました。

建設業は、過去 10 年では、令和 3 年まで 200 人前後を推移していましたが、令和 4 年、5 年と 220 人越えの状況と増加していました。昨年は令和 2 年以来の 200 人以下の 177 人まで減少しました。しかし、全業種の中で死亡者数が最も多い業種であることに変わりはありませんでした。

保健衛生業は、増加が顕著であり、前年は過去 10 年で最も多い 196 人となりましたが、令和 6 年は前年比で 35 人減少し、161 人となりました。

運輸交通業は、過去 10 年においておおむね 100 人前後で推移しており、令和 6 年は前年比で 12 人少ない 93 人となりました。

林業は、主要業種の中で過去 10 年の推移で唯一減少していたものの、令和 6 年は増加に転じ前年比で 6 人多い 31 人となりました。《資料 2》

2 労働災害の類別（事故の型別、年齢別）

（1）事故の型別分類

労働災害の発生態様を事故の型別にみると、死傷者数は「転倒」が 318 人（コロナ感染者を除く全体の 29.9%）と最も多く、次いで「墜落・転落」が 197 人（18.5%）、3 番目が「動作の反動・無理な動作」の 130 人（12.2%）、4 番目が「はさまれ・巻き込まれ」の 98 人（9.2%）、5 番目が「切れ・こすれ」の 79 人（7.4%）となっています。

この 5 つの事故の型の合計でコロナ感染者を除く労働災害全体の約 8 割弱を占めています。

主要な事故の型別において、前年との比較で増加した事故の型は「墜落・転落」が 32 人増加して 197 人、「切れ・こすれ」が 13 人増加して 79 人となりました。

一方、前年との比較で減少した事故の型は「転倒」が 84 人減少し 318 人、「動作の反動等」が 3 人減少し 130 人、「はさまれ・巻き込まれ」が 27 人減少し 98 人となっています。《資料 4》

○転倒災害

転倒災害は全業種で 318 人となり、業種別では商業が 93 人と最も多く、次いで保健衛生業が 67 人、製造業が 43 人などとなっています。商業と保健衛生業だけで全体の約 5 割を占めている状況です。

月別の発生状況を見ると、令和6年は12月に多発しました。例年冬季間は、事業場敷地内の屋外駐車場や通路などで積雪や凍結を原因として転倒するケースが多くなりますが、令和6年1月及び2月は小雪だったことや低温の日が少なかったことにより例年より屋外での転倒災害が少なく、全業種において前年比で84人減少しました。

年齢別では、50歳以上の労働者が被災するケースが全体の約8割弱を占めており、そのうちの約7割を女性が占めています。

転倒により負傷した場合の休業日数については、30日以上休業したものが約6割弱を占めており、平均休業日数は39.2日となり転倒災害による負傷は長期化する傾向がみられます。

転倒災害には、冬季に屋外の雪や凍結した路面で滑って転んだりしたものが多いたのですが、高年齢労働者の就労率が上がるのに比例して、高年齢労働者の身体機能の低下等による転倒災害が多くなっております。そのため冬季に限らず、商業や保健衛生業に従事する高年齢の女性労働者などを中心に、わずかな段差や何もないところでつまずいたり、もつれたりして転倒し、骨折するケースが多くなっています。《資料6-1、6-2》

また、高年齢労働者の労働災害を防止するため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の普及と、床や通路のつまずき、滑り防止対策など設備の改善や腰痛防止のための機器の導入、転倒・腰痛の防止に運動指導を行った際の費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」の活用勧奨を行っていくことにしています。《資料8-1、8-2》

○墜落・転落災害

墜落・転落による死傷者数は197人で、このうち建設業によるものが68人と、全体の約35%を占めています。なかでも木造建築工事現場で高所から墜落した災害が多くなっています。2番目は運輸交通業と商業の28人で同数となりました。運輸交通業では貨物自動車の荷台や運転席から墜落・転落し、商業では脚立や踏み台からの墜落・転落したケースが多くなっています。《資料6-2》

○動作の反動・無理な動作による災害

動作の反動・無理な動作による死傷者数は130人で、保健衛生業と商業での災害が全体の半数を占めています。

災害事例としては、社会福祉施設においては、利用者の体を引き上げようとして腕や腰に痛みが生じた、重量物を持ち上げる際に肩や腰を痛めるケースが多く、商業では、商品の運搬や、品出し作業時など腰部に負担のかかる作業を行うことによる腰痛が多い状況となっています。《資料6-2》

○はさまれ・巻き込まれ災害

はさまれ・巻き込まれによる死傷者数は98人であり、最も多い業種は製造業で44人となっています。災害事例は、動いている機械に手を巻き込まれる、機械を止めずに調整作業や修理を行うなどして、機械にはさまれたなどとなっています。《資料6-3》

○切れ・こすれ災害

切れ・こすれによる死傷者数は79人となっています。最も多く発生している製造業では20人負傷しており、はまれ・巻き込まれ災害と同様に動いている機械の刃物に触れて被災するケースが多くなっています。《資料6-3》

○熱中症

熱中症により4日以上休業した死傷者数は5人となっています。前年には24人が熱中症となり、その内4人が死亡した状況からみると令和6年は減少しました。なお、熱中症の発生は建設業において屋外作業を行っている状況で発生しています。熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられたことから、改正安衛則について周知及び指導を行います。

(2) 年齢別発生状況

死傷者数を年齢構成別にみると、「60歳以上」が372人(35.0%)、「50～59歳」

が261人(24.5%)、「40～49歳」が205人(19.3%)などとなっており、50歳以上の死傷者数が633人と、全体の約6割を占めています。

なお、70歳以上の死傷者数は58人で、最高齢者は89歳でした。

近年は、定年延長や人手不足を解消するため高年齢労働者の就労率の高まりを受け、労働者の高年齢化により、60歳以上の高年齢労働者による災害が増加する傾向にあります。[《資料6-3》](#)

3 令和7年度における秋田労働局の労働災害防止への取組

○建設業

秋田労働局では、「全国安全週間」（7月1日から同月7日まで）や「建設現場年末無災害運動月間」（12月）に合わせて、建設業労働災害防止協会秋田県支部と合同でパトロールを実施するほか、各監督署では、7月及び9月を「建設業における労働災害防止集中取組月間」とし、また、12月の「建設現場年末無災害運動月間」に木造家屋建築工事現場及び中小規模建設工事現場等に対して個別指導や監督指導を実施することになっています。

加えて、秋田労働局と各監督署において、建設工事関係者連絡会議を開催し、発注者や労働災害防止団体と安全衛生に配慮した適正な発注や安全衛生経費の確保等について、協議を行うこととしています。

さらに、足場からの墜落・転落を防止するため、令和5年10月1日から順次施行されている一側足場の使用範囲の明確化や足場の点検を行う際の点検者の指名について周知を図るとともに、リスクアセスメントの実施を促進することとしています。[《資料11》](#)

○林業

令和6年の死傷者数は31人と過去最少を記録した前年から一転し、増加に転じました。

なお、死亡災害は令和元年にゼロを記録して以来5年ぶりに発生しませんでした。

災害事例として、立木の伐倒時に被災する災害が引き続き発生していることから、「チェーンソーによる伐木作業等の安全に関するガイドライン」に基づき、伐木作業時の基本的な安全作業手順の徹底に向けて、災害防止団体等の関係機関や発注機関と連携、協力を図ることとしています。

秋田労働局では、10月に林業・木材木製造業労働災害防止協会秋田県支部と合同でパトロールを行うこととしています。

○製造業

製造業の死傷者数となる191人のうち、事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ災害」において44人、「切れ・こすれ災害」では20人となっており、全体の3割を占めています。このような災害の発生する割合が高いことから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の遵守と、修理や掃除などの非常作業も含めた機械のリスクアセスメントの徹底を図ることとしています。

○運輸交通業

運輸交通業の死傷者数93人のうち、陸上貨物運送業の死傷者数は85人となっており、特に、荷役作業時において貨物自動車の荷台から転落する災害が多く発生しています。その理由の一つに荷積み・荷卸し先となる荷主の構内等で墜落防止対策が十分ではない状態で作業することにより被災するケースが目立ちます。労働災害防止のためには運送事業者だけでなく荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主となる業種が集まる説明会等の機会をとらえて、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主による取組の必要性の説明と取組の促進を図ることとしています。また、労働安全衛生規則の改正により、令和5年から荷の積卸し作業時の昇降設備の設置や保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲が拡大されたことやテール

ゲートリフターに係る特別教育の実施についても引き続き周知を図ることにしています。《資料 12》

○転倒や腰痛災害等、労働者の作業行動に起因する労働災害

＋Safe（プラスセーフ）協議会において作成した、県内事業者の実践している転倒・腰痛予防対策事例集を活用し、同種災害の再発防止対策として指導周知を図ることにしています。《資料 13》

また、「転倒災害防止プロジェクトチーム」による転倒防止壁新聞や転倒災害防止ポスターの製作・配布により、啓発指導を行うことにしています。

○14 次防の取組み

計画最終年である令和 9 年（2027 年）までにアウトプット指標・アウトカム指標の達成により、減少目標である「令和 4 年（2022 年）と比較して死亡災害を 5%以上減少」し、「死傷災害を 2022 年と比較して減少」させるためには、事業者に 14 次防の内容を十分理解して取り組んでもらうことが重要となることから、引き続き秋田労働局や県内の労働基準監督署（以下「監督署」という。）では説明会の機会などをとらえて周知を行うこととしています。

【添付】

- 資料 1 「労働災害発生状況の推移」
- 資料 2 「主要業種別発生状況」
- 資料 3 「令和 6 年労働災害発生状況（確定）」
- 資料 4 「令和 6 年事故の型別労働災害発生状況等」
- 資料 5 「令和 6 年死亡災害発生状況」（確定）
- 資料 6-1、2、3 事故の型・業種別労働災害発生状況等
- 資料 7-1 「秋田県社会福祉施設＋Safe 協議会設置要綱」
- 資料 7-2 「秋田県小売業＋Safe 協議会設置要綱」
- 資料 8-1 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」
- 資料 8-2 「令和 7 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
- 資料 9 「秋田労働局第 14 次労働災害防止計画」
- 資料 10-1 「職場における熱中症対策の強化について」
- 資料 10-2 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」
- 資料 11 「足場からの墜落防止措置が強化されます」
- 資料 12 「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」
- 資料 13 「小売業・社会福祉施設の取組好事例集」

